

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

「介護保険負担限度額認定証」の申請手続きについて

～介護保険施設での食費・居住費が軽減

介護保険の施設サービス（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）や、短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）を利用した際の食費・居住費は、利用者の自己負担となっています。しかし、低所得等の理由により自己負担が困難と認められる方には、その方の世帯の所得に応じて3段階に自己負担限度額が設けられており、その認定を受けるためには申請が必要です。

現在認定を受けている方には「介護保険負担限度額認定証」を交付しており、その有効期間は1年（平成26年6月30日まで）となっています。引き続き制度を利用するには新たに申請が必要になりますので、お忘れなく早めの手続きをお願いします。※現在の認定者には5月下旬に申請書を送付する予定です。

●負担軽減の対象者（利用者負担段階別）

- ▶第1段階…世帯員全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている方または生活保護を受けている方。
- ▶第2段階…世帯員全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方。
- ▶第3段階…世帯員全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方。

※特例減額措置…世帯内に住民税を課税されている方がいる、または本人が住民税を課税されている方は、特定入所者介護サービス費の対象となりません。しかし、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生活が困難になる等の一定の要件を満たし、申請を認められた方は第3段階と同様の「特例減額措置」を受けることができます。詳しくは役場福祉介護課にお問い合わせください。

■自己負担限度額（上段：1日あたり、下段：1月あたり）

| 利用者負担段階 | 食費 | 居住費 | | | | |
|---------------|----------|----------|----------|-----------|--------------|----------|
| | | ユニット型個室 | ユニット型準個室 | 従来型個室（特養） | 従来型個室（老健・療養） | 多床室 |
| 第1段階 | 300円 | 820円 | 490円 | 320円 | 490円 | 0円 |
| | 約10,000円 | 約25,000円 | 約15,000円 | 約10,000円 | 約15,000円 | 0円 |
| 第2段階 | 390円 | 820円 | 490円 | 420円 | 490円 | 320円 |
| | 約12,000円 | 約25,000円 | 約15,000円 | 約13,000円 | 約15,000円 | 約10,000円 |
| 第3段階または特例減額措置 | 650円 | 1,310円 | 1,310円 | 820円 | 1,310円 | 320円 |
| | 約20,000円 | 約41,000円 | 約41,000円 | 約25,000円 | 約41,000円 | 約10,000円 |

特設人権相談を実施します



茨城県人権擁護委員連合会では、特設人権相談を実施します。
地元の人権擁護委員が、人権問題等でお困りの方の相談を受け付けます。

- ◇期日 6月4日(水)午前10時～午後3時
- ◇場所 老人福祉センター



◇問合せ 役場福祉介護課 ☎885-0340(内線111)